

[事案 23-34] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 2 月 1 日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 23-33]および[事案 23-35]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

変額個人年金保険に加入した際に、募集人の説明が不適切であったとして、契約を無効とし払い込んだ保険料の返還を求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 7 月に銀行員(募集人)から勧められ、500 万円の変額個人年金保険に加入した。しかし、以下のとおり、本契約は、不適切な説明により契約させられたものであるので、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) 勧誘を受けた当初、高齢であることを理由に断っていたが、2 年間だけ加入してほしいと再三勧められたので、何度も 2 年後の元本保証を確認したうえで加入した。
- (2) 契約時のしおりの説明は全くなく、申込書記入後に置いて帰って行った。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本件契約の勧誘にあたっては、パンフレットを 2 回にわたって合計 3 時間程説明しており、パンフレットには、2 年経過後に解約した場合に元本を保証する旨の記載はない。
- (2) 申立人自ら契約申込書兼告知書・確認書に自署押印しており、その据置期間欄には 10 年間と記入している。
- (3) 申立人は、契約の申し込みにあたり、「当面使う気もない。」「預金を長く置くのであれば…」と発言している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法 4 条 1 項 2 項による説明義務違反を理由とした契約取消し、民法 95 条による錯誤による無効の主張であると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(5)の事情を踏まえて、指定(外国)生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条第 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、自宅を訪問していた銀行の募集人から、夫の締結したものと同一保険であるとの電話での説明を受け、それなら契約してもよいと口頭で了承していたことが認められ、その後、申立人の返事を受けて自宅を訪問した募集人が契約内容の説明をした上で、申立人は本契約の申込をしている。
- (2) 募集人が説明の際に用いたパンフレットには、本件保険商品のイメージ図が大きく印

刷されていて、この図を見れば、本契約が、中途解約の場合に元本を確実に保証するものでないことは明らかである。申立人は、2年後に解約しても元本が保証されるとの説明を募集人から受けたと主張しているが、募集人が、パンフレットを一見すれば明白に虚偽と分かるような説明を行ったと考えることは困難である。

- (3) 募集人の事情聴取によれば、募集人は、本件商品の勧誘時の説明にあたって、一応の説明はしたものの、申立人の夫が同種の保険を契約しており、その夫の説明時に同席していたので既に理解している、もしくは夫から説明を受ければよいと判断して説明を省略し、あるいは申立人の理解を確認しないまま申込に至った可能性が高い。
- (4) しかしながら、夫の説明時に申立人が立ち会ったとしても、申立人と夫には理解力に差があり、自分が契約者でない保険の説明を熱心に聞くことは少なく、まして、募集人は事前に「説明を聞いても分からないから」と言われていたことから、夫の契約に立ち会ったとしても理解していない可能性が高いことを認識し、あらためて十分な理解を得る説明をしなくてはならないが、これを怠った可能性を否定できない。
- (5) したがって、本件では虚偽の説明をしたとは認定できないものの、説明不足があり、契約者の十分な理解を得られないまま契約に至った可能性が高いものと判断できる。